

金融資産（現金、預貯金、動産、有価証券等）について、  
公証人にお伝えください。

## 金融資産の内容等

### 1 預貯金の概算

なお、預金、株券等を遺言に記載をする場合は、金融機関名、口座番号等必要部分の通帳写し等を提出いただき確認します。

### 2 有価証券等

国債	
社債	
株式	
投資信託等	

#### ※ 株式の評価について

- ① 上場株式は、株価の時価に株数を乗じた金額で算定します（インターネットサイトの「NIKKEI NET 株価・為替」で最新の株価がわかります。）。  
また、株式、社債などの有価証券で、証券会社等から定期的に送られる通知書があれば提示してください。
- ② 非上場株式は、簿価純資産価額方式（会計帳簿上の純資産額を発行済株式総数で除する評価方式）によります。  
算定が難しい場合は、顧問税理士さんに価格を教えてください。